

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

◆フィッシングによる不正送金の被害にご注意！

◆賃貸住宅の原状回復トラブル

◆意図しないリボ払いにご注意！

◆お金や暮らしの知恵を学びましょう！！（宮城県金融広報委員会）



2021
2 February
月号

第 131 号



フィッシングによる不正送金の被害にご注意！

金融機関を装った SMS (ショートメッセージサービス) で、本物そっくりなフィッシングサイトに誘導し、インターネットバンキングの ID・パスワード・キャッシュカードの暗証番号等を入力させ、不正送金が行われる被害が確認されています。

➤ フィッシング

実在の事業者を装ってメール・SMS 等を送り、メール内に記載された URL から実在の事業者のサイトにそっくりな偽サイト（フィッシングサイト）へ誘導し、消費者に個人情報等を入力させ、情報を詐取する手口のこと。SMS で行われるフィッシングは「スミッシング」と呼ばれる。

★アドバイス★

- 不審な SMS やメール等は開封しないようにしましょう。
- 日頃からメール等に記載された URL にはアクセスしないことも重要です。
- URL にアクセスする前に公式サイトなどの確かな情報源から真偽を確認しましょう。また、パスワードやキャッシュカードの暗証番号など、重要な情報は安易に入力しないようにしましょう。
- インターネットバンキングにログインする際には、金融機関の公式アプリや公式サイトからアクセスしましょう。
- 不審なウェブサイトにパスワード等を入力してしまった場合には、速やかに各銀行の問い合わせ窓口等へ相談しましょう。

○ (インターネット・バンキングによる預金の不正送金事案が多発しております／金融庁)

https://www.fsa.go.jp/ordinary/internet-bank_2.html

○ (フィッシングによるものとみられるインターネットバンキングに係る不正送金被害の急増について／警察庁)

<https://www.npa.go.jp/cyber/policy/caution1910.html>

賃貸住宅の原状回復トラブル

不動産会社から原状回復費用の請求書が届いたが、見積額が敷金を超えていた。自分の不注意で傷付けてしまった壁紙の張替えは納得しているが、入居当初から穴があいていた襖の張替えは納得いかない。



消費生活センターには、アパートなどの賃貸住宅に関する相談、特に退去時の原状回復費用に関する相談が多く寄せられています。

借主が負担する原状回復費用は、原則、借主の不注意により生じた傷・汚れ、壊したもののが補修費用です（下表参照）。しかし、借主が「自分が付けた傷ではない。」と主張しても、入居中に付けたものとして、貸主が費用負担を求めるというトラブルが発生しています。

★アドバイス★

- **契約前に説明をしっかり聞きましょう。**

不動産業者（代理または仲介の場合）には、契約の前までに借主に重要事項説明書を交付して説明することが義務づけられています。重要事項説明は、契約するかどうかを判断するための重要なものです。不明な点は遠慮なく質問して確認しましょう。

- **入居・退去時には、できる限り貸主の立ち会いの下で部屋の現状を確認しましょう。**

入居時の確認は特に大事です。退去時の原状回復費用は、

入居時の傷の有無などが基準になることから、リフォームの有無、

天井・床・壁・建具・設備機器の傷や汚れなどの有無のほか、

設備の整備状況などを確認し、日付入りで写真に撮り、

記録しておきましょう。なお、借主が入居中に生じさせた

傷や汚れであることの立証責任は、貸主にあります。



©宮城県・旭プロダクション

- **退去時に示された原状回復費用の内訳について、**

- 貸主に十分な説明を求めましょう。**

家主側から原状回復費用の総額のみを言われたときは、

修繕費の明細を記載した見積書や請求書等を出してもらいましょう。

書面の内容をよく確認し、疑問に思う点や納得いかない点があれば、貸主にその旨を伝え、なぜ支払う必要があるのか説明してもらいましょう。

- **困ったときは、お住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談ください。**

負担区分	損耗の区分	例
貸主の負担	自然損耗 (経年劣化)	畳・クロス・床材などの自然変色、設備機器の通常使用による故障など
	通常損耗	電気製品による後部壁面の電気焼け、家具の設置跡など
借主の負担	借主の不注意等により生じた損耗	喫煙による汚損、子どもの落書き、ペットによる傷など



意図しないリボ払いにご注意！



相談事例

旅行の際に、カード会社に勧められてクレジットカードを作った。申し込む際、利用限度額の確認はあったが、支払い方法の確認はなかった。初めて届いた利用明細を見て、手数料が取られており、リボ払いになっていたことに気づいた。

★アドバイス★

- リボルビング払い（リボ払い）とは、あらかじめ設定した一定額を毎月支払うクレジットカードの支払い方法です。買い物を重ねても月々の支払いが一定額になる一方で、毎月手数料がかかる、支払い残高が分かりにくい、支払いが長期化するなど注意も必要です。
- クレジットカードを申し込む際は、リボ払い専用のカードである場合や希望していないのに初期設定で支払い方法がリボ払いになっている場合もあるのでよく確認しましょう。
- 利用明細を定期的に確認し、心当たりのない手数料が請求されているなど、不明な点があるときは、すぐにカード会社に問い合わせることも大切です。

消費生活相談窓口

電子申請による相談受付を始めました！！



詳しくは宮城県消費生活センターのホームページへ！

宮城県消費生活センター ☎022-261-5161

仙台市青葉区本町3丁目8番1号（県庁1階）

相談時間 平日 9時～17時 土日 9時～16時（祝日・年末年始除く）

【仙南圏】

大河原地方振興事務所
県民サービスセンター
☎0224-52-5700
相談時間 平日 9時～16時

【大崎圏】

北部地方振興事務所
県民サービスセンター
☎0229-22-5700
相談時間 平日 9時～16時

【栗原圏】

北部地方振興事務所栗原地域事務所
県民サービスセンター
☎0228-23-5700
相談時間 平日 9時～16時

【石巻圏】

東部地方振興事務所
県民サービスセンター
☎0225-93-5700
相談時間 平日 9時～16時

【登米圏】

東部地方振興事務所登米地域事務所
県民サービスセンター
☎0220-22-5700
相談時間 平日 9時～16時

【気仙沼・本吉圏】

気仙沼地方振興事務所
県民サービスセンター
☎0226-22-7000
相談時間 平日 9時～16時

◎各市町村にも消費生活相談窓口があります。詳しくは、お住まいの市町村へお問い合わせください。

消費者ホットライン「188（いやや！）泣き寝入り」

お近くの自治体の消費生活相談窓口をご案内します。
ひとりで悩まず相談しましょう！



©宮城県・旭プロダクション



- 2月号からは「新成人」のための人生とお金の知恵について、既に成人を迎えている方も一緒に学んでいきます。

出発点は…

人生のデザイン（夢）
を描きましょう！



お金持ちに
なるぞ！！

- これから成人を迎えるあなた！既に成人を迎えていたあなたも！！ぜひ一緒に人生のデザイン（夢）を描きましょう！



夢や希望を実現するためには、
もっとお金がかかる
のかな？

- 今回のテーマは、「収入>支出」にしましょう！
自立するために「収入>支出」とすることが必要です。

- 「収入を増やす」ことができるよう、働く能力を高めましょう。
例えば…

 - ・20代は能力の成長期。貴重な時間を使って資格を取得する。
 - ・時間を大切に使いたい。能力を高めて好きな仕事につく。など…

- 支出の見直しをしましょう。
支出をなるべく記録しましょう。

4つの支出を見直すと効果が大きいといわれます。

- ・「金利がかかる支出」……クレジットカードの分割払いなど
- ・「固定的な支出」…………スマホの料金、家賃、車、保険など
- ・「特別な支出」……………お金のかかる趣味、レジャーなど
- ・「習慣になった支出」……たばこ、酒、コーヒー店通いなど



- お金を貯めるには、「天引き貯蓄」が効果的です！
給料をもらったら「天引き貯蓄」を始めましょう。



本情報紙のバックナンバーは

みやぎの消費生活情報



で検索♪



宮城県消費生活センターの
Facebook を
開設しました！

